広島県告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年二月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人泰清会	三原市深町五八三番地	デイサービスセンターサンライズマリン瀬戸	三原市港町三丁目六番二九号	平成二四年二月一日
社会福祉法人泰清会	三原市深町五八三番地	サンライズマリン瀬戸短期入所生活介護事業所	三原市港町三丁目六番二九号	平成二四年二月一日
社会福祉法人泰清会	三原市深町五八三番地	地域密着型特別養護老人ホームサンライズマリン瀬戸	三原市港町三丁目六番二九号	平成二四年二月一日
有限会社やまさき薬局	尾道市美ノ郷町三成二九二四番地	三原こころ薬局	三原市中之町九丁目二四番二号	平成二四年二月一日
社会福祉法人華野福祉会	尾道市向東町一二二五五番地一	デイサービスセンターうたの花	尾道市向東町一二二七一番地一	平成二四年一月一日
株式会社ユウト	東広島市西条上市町一〇番一三号	さくら・介護ステーション西条	東広島市西条上市町一〇番一三号光平ビル一〇七号室	平成二四年一月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	デイサービスセンターふぁみりい安芸高田	安芸高田市甲田町上小原四五〇一番地一	平成二四年二月一日
株式会社太陽	安芸郡熊野町平谷三丁目一一番九号	小規模多機能ホームたいよう	安芸郡熊野町平谷三丁目一一番九号	平成二四年二月一日